

(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運営業務に係る

プロポーザル実施要領

令和8年4月

伊丹市

(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運営業務に係るプロポーザル実施要領

第1章 総則

1. 本実施要領の位置づけ

本実施要領は、伊丹市（以下「本市」という。）が実施する（仮称）「伊丹市脱炭素シンポジウム」の企画運営業務を行う候補者を決定するまでの方法等を示したものである。

本事業の受託者は、応募者が本実施要領に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式により選定した候補者から決定する。

2. 事業名

（仮称）「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運営業務

3. 事業期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4. 事業目的

本事業は、国民や企業においても脱炭素の取組が求められている中、市民と市内企業の脱炭素共創事業の活性化により相互理解が促進された活気に満ちた地域社会づくりを図るとともに、脱炭素社会の実現と企業課題の解決を目的に実施する。

5. 業務内容

「（仮称）「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運営業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すとおりとする。

6. 予定価格

2,667,000円

※予定価格には消費税額（10%）を含む。

第2章 参加資格

1. 応募者の制限

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している者。
- (2) 国税又は地方税を滞納している者。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）がなされている者。
- (4) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けている者。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当している者。

第3章 応募者の募集及び選定等に関する事項

1. 候補者の選定方法

候補者の決定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2. 募集及び選定の手順

本市は以下のスケジュールにより、応募者を選定する。

内 容	日 程
① 公募資料の公表	令和8年4月24日（金）
② 公募資料に関する質問受付期限	令和8年5月1日（金）
③ 公募資料に関する質問回答の公表	令和8年5月11日（月）
④ プロポーザル参加資格審査申請書等の提出期限	令和8年5月14日（木）
⑤ プロポーザル参加資格審査結果の通知	令和8年5月18日（月）
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和8年6月1日（月）
⑦ 企画提案審査の開催	令和8年6月3日（水）
⑧ 選定結果の公表	令和8年6月8日（月）
⑨ 受託者の決定	令和8年6月下旬頃

3. 公募資料に関する質問受付及び回答

公募資料に関する質問受付及び回答は、以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行う場合がある。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和8年5月1日（金）17:00までとする。

(2) 提出方法

「公募資料に関する質問書（様式1）」に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。送付した旨をただちに担当部署まで電話すること。

① 送付先

担当部署（第4章参照）

② タイトル

「(提出者名) - 公募資料に関する質問書」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認のE-mailを返信する。

(4) 回答の公表

質問書に対する回答は、令和8年5月11日(月)に本市のホームページの掲載により公表する。

4. プロポーザル参加資格審査申請書等の提出及び結果通知

応募者は、以下に従ってプロポーザル参加申請書等を提出すること。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和8年5月14日(木)17:00までとする。

(2) 提出方法

提出書類様式に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。送付した旨をただちに担当部署まで電話すること。

① 送付先

担当部署(第4章参照)

② タイトル

「(提出者名) - プロポーザル参加資格審査申請書等」

(3) 提出書類

① プロポーザル参加資格審査申請書(様式2)

② 会社概要(様式3)

③ 登記事項証明書又は登記簿謄本

(4) 到達の確認方法

参加申請書等を提出した者に対して、本市が到達確認のE-mailを返信する。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和8年5月18日(月)に応募者にE-mailにて通知する。その際、企画提案書の作成に必要な応募者記号を交付する。

(6) 審査結果理由の説明請求

① 審査の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由について本市に対し説明を求めることが出来る。

② 審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した翌日から起算して7日以内(期間中の休日を除く。)に担当部署へ書面(任意書式)を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、提出は当該書面ファイルをE-mailに添付し送付することとする。

5. 企画提案書等の提出

参加資格審査を通過した応募者は、以下に従って企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

参加資格審査結果の通知を受けた日から令和8年6月1日(月)17:00までとする。

(2) 提出方法

企画提案書等の各原本1部及び当該資料データを保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部を担当部署へ郵送または持参により提出すること。

なお、見積書については次のとおり封筒に入れ、表面に事業名及び応募者名を記入し封印した上で提出すること。

(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

封筒 表

伊丹市長 様
事業名 (仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運營業務
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

封筒 裏



・印については、代表企業の印を用いること。

(3) 提出書類

- ① 実績報告書(様式4)
- ② 実施体制表(様式5)
- ③ 企画提案書(様式6~様式10)

④ 見積書（様式 11）

（４）企画提案書等の変更等の禁止

企画提案書等の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

（５）公募資料等の承諾

応募者は、企画提案書等の提出をもって、公募資料等及び追加資料（公募資料に関する質問回答書）の記載内容を承諾したものとする。

（６）著作権

企画提案書の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本市と応募者による協議の上、必要な範囲において本市が公表等を行うことが出来るものとする。

6. プレゼンテーション及びヒアリング

応募者は、提出した企画提案書等について、審査機関に対しプレゼンテーションを行うものとする。また、プレゼンテーション後、審査機関は企画提案書等の内容についてヒアリングを実施する。なお、詳細については企画提案書を提出した応募者に対して、後日通知する。

7. 審査方法

（１）審査機関

応募者から提出された企画提案書等について、本市が設置する伊丹市（仮称）「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運営業務に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において評価・審査し候補者を決定する。また、当該結果を受けて本市が受託者を決定する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、以下に示すとおりとする。

審査項目			配点	様式 番号	
非価格要素	地域加点	市内に本社、支社又は支店を有しているか。	10	様式3	
	事業実績	脱炭素経営に関する民間企業への支援実績を有しているか。	10	様式4	
	企画提案	実施体制	脱炭素に関する知識や知見を豊富に有する人員が配置されているか。	5	様式5
		基調講演	脱炭素に関する知識や知見を豊富に有する登壇者が選定されており、市民や市内企業に対して脱炭素の理解促進が図れる講演内容となっているか。	10	様式6
		共創事例紹介	脱炭素に関する地域住民と地域企業が共創した魅力的かつ身近な事例内容の紹介となっているか。	10	様式7
		パネルディスカッション	脱炭素に関する魅力的かつ身近な取組実績を有したパネリストが選定されており、市民や市内企業の意識変容、行動変容の促進が図れる内容となっているか。	10	様式8
		ワークショップ	いたみ脱炭素コンソーシアムの提供する支援メニューの活用を促す内容となっているか。	10	様式9
個別相談会	市内企業の脱炭素経営に対する疑問を解消し、いたみ脱炭素コンソーシアムの提供する支援メニューの活用を促す内容となっているか。	10	様式10		
価格要素	見積もり金額	企画提案内容に対して妥当な見積りがなされているか。	25	様式11	
合計			100		

(3) 得点化方法

① 非価格要素（地域加点）

非価格要素における地域加点の評価点は、以下に示す採点基準により決定する。

採点基準	得点
市内に本社を有する	10点
市内に支社又は支店を有する	5点
上記のいずれにも該当しない	0点

② 非価格要素（事業実績）

非価格要素における事業実績の評価点は、以下に示す採点基準により決定する。

評価	採点基準	得点化方法
A	実績数 10 件以上	10 点
B	実績数 7～9 件	7.5 点
C	実績数 4～6 件	5 点
D	実績数 1～3 件	2.5 点
E	実績数 0 件	0 点

③ 非価格要素（企画提案）

非価格要素における企画提案の各審査項目の評価点は、以下に示す採点基準により審査会の委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数点第 3 位を四捨五入した値とする。

評価	採点基準	得点化方法
A	優れている	(配点 × 1)
B	A と C の間	(配点 × 0.75)
C	要求水準を満たす程度	(配点 × 0.5)
D	C と E の間	(配点 × 0.25)
E	劣っている	(配点 × 0)

④ 価格要素

価格要素における評価点は、見積価格を以下に示す方法で得点化する。なお、評価点は小数点第 3 位を四捨五入した値とする。

評価点 = 配点 × (応募者全体の最低見積価格 / 応募者の見積価格)

※見積価格には消費税額（10%）を含む。

※予定価格は 2,667,000 円とする。

(4) 候補者の決定

(3) で求めた各審査項目の評価点合計が最も高い応募者を受託者の候補者とする。合計値が最も高い提案が複数ある場合は、審査項目の「非価格要素」の合計値が最も高い応募者を候補者とし、審査項目の「非価格要素」の合計値も同点の場合は、審査項目の「企画提案」の合計値が最も高い応募者を候補者とする。なお、「企画提案」の合計値も同点の場合は、本市の事務局職員が応募者の代わりにくじを引き候補者を決定する。

また、候補者決定から契約締結までに「第2章 1. 応募者の制限」に示す要件を欠いた場合、候補者の決定を取り消すこととする。

8. 契約締結

(1) 手続き

候補者の決定後、本市との間で速やかに企画提案書や契約内容等について協議を行い、協議が整い次第、契約締結の手続きを行う。

なお、本市と候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うこととする。

(2) 締結期間

契約期間は、契約締結日から令和8年11月30日までとする。

9. 失格事項

応募者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限、提出方法等が、本実施要領に適合しないとき
- (2) 虚偽の申請により参加資格を得たとき
- (3) 審査会の設置から審査結果の公表までの期間に、当該審査会の委員に対し、本プロポーザルに関する働きかけを行ったとき
- (4) 候補者の決定までの間に「第2章 1. 応募者の制限」に示す要件を欠いたとき
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに欠席したとき
- (6) 審査の結果、審査項目の「企画提案」の評価点合計が27.5点に満たなかったとき
- (7) 予定価格を超過したとき

10. 募集の辞退

プロポーザル参加資格審査申請書を提出した応募者は、企画提案書等の提出期限までは、随時、募集を辞退することができる。

募集の辞退を希望する応募者は、以下に従って辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月1日(月)17:00までとする。

(2) 提出方法

提出書類様式に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。

① 送付先

担当部署(第4章参照)

② タイトル

「(提出者名) - 辞退届」

(3) 提出書類

① 辞退届(様式12)

第4章 その他

1. 応募に関する留意事項

本プロポーザルの応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

2. プロポーザルの中止等

本事業のプロポーザル手続きに関して、本市が必要と認めたときは、プロポーザルの執行を取り止めることができる。

3. 担当部署

本事業のプロポーザルに係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

伊丹市 市民自治部 グリーン戦略推進室 グリーン戦略推進課（市役所4階）

郵便番号 664-8503

住 所 兵庫県伊丹市千僧1-1

電 話 072-784-8054

E-mail green-st@city.itami.lg.jp